

平成25年度第1回秋田県建設業審議会の概要について

1 審議会の開催日時及び場所

平成26年3月4日（火） 午後1時から午後3時まで
ルポールみずほ 3階 しおんの間

2 出席した委員の氏名

田中伸一、及川洋、菊地カツ、小林泰樹、小田嶋みや子、佐々木フミ子、加藤和夫、菅良弘、村岡淑郎、阿部公雄、石川武清（委員14名中11名出席）

【事務局】 富田耕司（秋田県建設部長）、佐々木則夫（建設部次長）、塚田善也（建設部建設政策課長）、石山良英（建設部技術管理課長）、貝田理（建設部建設政策課政策監）、高畑新一（建設部技術管理課技術管理監）、他

3 議事の概要その他審議会の経過に関する事項

(1) 会長選任

委員の互選により、田中委員が会長に選任された。
（会長就任後、田中会長が議長となり議事を進行した。）

(2) 会長職務代理者の指名

田中会長により、会長職務代理者として及川委員が指名された。

(3) 議事録署名委員の指名

田中会長により、議事録署名委員として、及川委員及び菊地委員が指名された。

(4) 審議・報告

① 建設業の現状について（報告）

建設業の現状等について、事務局から報告がなされた。

【質疑応答・意見等の概要】

委員： 秋田県で昨年11月から新たな施工確保対策を実施したとのことであるが、発注ロットの大型化等とは具体的にどういうことか。

事務局： 県では、経済対策として分離分割発注を進めているところであるが、発注ロットの大型化とは、例えば災害復旧工事については、分離分割せずに発注するというものである。

また現場代理人の常駐義務緩和ということにも取り組んでいるが、これは、建設人材の不足を踏まえた対応である。

委員： 入札不調の状況はどうか。

事務局： 昨年夏頃から増え始めたが、1月になると若干減少しており、一時期よりは落ち着いてきていると捉えている。被災地のように3、4割もの入札不調が発生しているという状況ではない。

委員： 資料をみると、本県の総生産額に占める建設業の割合は、全国を上回るペースで減少し、近年、全国平均を下回ってしまったことが読み取れるが、これは本県のみならず他県でも同じような傾向なのか。

また、本県の建設業における年齢構成のデータが示されているが、全国と比較するとどうなのか。

事務局： 1点目については、地方の場合は公共事業のウエイトが大きいため、公共事業の減少がそのまま総生産額の減少として表れてくる。

ただし、被災地については、近年、建設投資額等が大幅な改善傾向にあるため、本県と被災地を比較すると、差が生じている。

2点目であるが、本県の場合、少子高齢化が進んでいるため、建設業においてもその影響が色濃く出ているものと考えている。

なお、全国と比較した資料等については、次回以降の審議会等何らかの機会を捉えて、別途、提供させていただきたい。

② 低入札価格調査基準価格等の見直しについて（審議）

低入札価格調査基準価格等の見直しについて、事務局から説明がなされた後、審議が行われ、当該見直しについて了承された。

【質疑応答・意見等の概要】

委員： 過去の低入札調査基準価格等の引き上げにより、どの程度の工事で落札率が上昇したのか。引き上げを行っても効果がないということであれば、例えば、引き上げる率が低いのではないかという指摘もあり得るだろう。

事務局： 今回の見直しにより、低入札調査基準価格等は2ポイント程上昇する見込みであり、落札率も同程度上昇するものと考えている。

委員： 低入札調査基準価格等の引き上げによって落札者に変化が生じるということもあるのだろうか。

事務局： 県発注工事は年間2千件超となっており、工事毎に企業の入札行動は異なるものであるが、本県の場合は予定価格を事前公表しているため、

低入札調査基準価格等の引き上げを行うと、個々の建設企業においてはそれぞれ試算をした上で応札することになるため、落札者に変化が生じる工事もあると考える。

また、最低制限価格でいえば、これが2ポイント程度引き上げられるということは、2ポイント引き上げられたところから予定価格の範囲内で競争が起きるということになるので、落札率も上昇すると考える。

委員： 低入札調査基準価格等の引き上げの効果を検証することが大切だろう。

事務局： 本日の議題とはなっていないが、低入札調査基準価格等の引き上げは、設計労務単価の引き上げと両輪の関係にあると考えている。

つまり、設計労務単価の引き上げがあつて、それに加えて低入札調査基準価格等を引き上げることで、元請から下請、そして現場の労働者まで適切に経費を行き届かせることが大切である。

本県では例年、下請負等実地調査を実施しており、今後はこれまで以上に当該調査をしっかりと実施していきたい。

委員： 現場管理費や一般管理費等を引き上げるということは、労働者の給料等の引き上げを視野に入れてのことだと思うが、昨年5月の一般管理費等の引き上げによって実際に給料等の引き上げに結びついたという実績が確認されたために今回さらなる引き上げを行うという考え方なのか。

事務局： 昨年5月の国の引き上げに併せて本県も低入札調査基準価格等の引き上げを行ったところであるが、かねてより、近くの道県と比べて本県の低入札調査基準価格等が低いという問題意識があつて、年度内に2度の引き上げを行うに至ったものである。

また、県では、従来から労務費調査を実施しているが、今後とも当該調査を通じて、賃金の動向等をしっかりと把握していきたい。

ただし、今回の低入札調査基準価格等の引き上げによって、労務費問題等全ての問題が解決されるとは考えていない。

もちろん、現場管理費や一般管理費等を引き上げるということは、受注者側において当該経費の支払額が増えることを期待しているわけであるが、それを実現するためには、低入札調査基準価格等以外の制度の改善と組み合わせて対応していく必要がある。

- 委員： 受注者側にとって、低入札調査基準価格等の引き上げというのは相当影響があるものなのか。差し支えない範囲で各委員の意見を伺いたい。
- 委員： 低入札調査基準価格等が引き上げられるということは、疲弊している建設業界にとって非常に望ましいことである。
- 確かに労務単価の大幅な引き上げがあったが、それでも間に合っていないのが実態であり、加えて、被災地に技術者等が流出している中では、発注があっても仕事ができない。
- 技術者不足を解消するには、例えば、国家資格の受験機会や技術者の養成所を増やすということも必要と考えるが、低入札調査基準価格等が引き上げられ、幾分でも受注した企業の利益に結びつくことは、本当に望ましいことである。
- 委員： 地元では、地域を支えてきた会社がなくなっていく状況にある。建設業界でも、若者が育たないと後継者が誰もいなくなってしまうだろう。
- 一人前に育つまで年数がかかると思うが、若者をしっかりと支援し育てていくことが大切である。
- 就職先がなければ、若者は地域に根付かない。建設業というものに魅力を感じてもらうこと、そして次に繋げていくことが大切である。
- 委員： 建設業に魅力がなければ働こうと思う若者はいなくなってしまう。給料が低い、休みが少ないということでは、どうしようもない。
- 委員： 女性の方が大工になろうと頑張っている姿をテレビで見たことがあったが、女性という観点での取組も大切だろう。
- 委員： 被災地での復旧・復興や東京オリンピックの開催等を踏まえると、本県としては、どのようにして職人を確保すればよいのだろうか。各委員のお話を伺っていると、人材確保の問題は、かなり深刻な状況である。
- 委員： 地元に残りたいと考えている大学生は多いが、学生を雇ってもらうためには、建設業界が適正利益を確保していなければならない。
- できるところから少しずつ改善し、業界全体がより豊かになって学生を積極的に雇用できる状態になれば、相当数の学生が地元に残ると思う。
- そういう意味でも、低入札調査基準価格等の引き上げには賛成である。
- 委員： 業界としても、特定の年齢層がいなくなってしまうと大変な事態に陥る。ようやく明るい兆しが見えてきたところであり、学生も4年間勉強してきているわけであるから、ぜひ、建設業界に就職してもらいたい。
- 委員： 県外への流出は急には止まらないだろうが、最近では公共工事が例年になく多かったこともあって、建設業からの高校生の求人は、工業高校の

みならず普通高校に対するものも多い。

要するに、コンスタントに採用が続くように、建設業が維持できる程度の工事量が確保できるかどうかであろう。

入札不調の話があったが、橋梁や道路の維持管理等について今後、10年・20年というスパンで計画的に行われていくということが必要なものであって、それを受けて建設業界が計画的に人材を確保・育成していく、そして最終的には県民が安全安心して生活できる県土整備が図られるということだろう。

委員： 県にはぜひ、発注の平準化にも努めてもらいたい。

事務局： 昨年の今頃、大型の補正予算が編成されたとき、県は、経済対策ということもあって可能な限り早く発注したところである。

しかし、今回の補正予算の発注については、地域毎に技術者の充足状況が異なっており、早く発注してもらいたいところや、3月までの工事が終わってから発注してもらったほうがよいというところもあるため、きめ細かい配慮をしていきたいと考えている。

建設産業は災害対応や雇用の受け皿等として、非常に重要な産業であるが、我々としても事業量を確保することが最も重要と考えている。

③ 中間前払金の対象範囲の拡大について（報告）

中間前払金の対象範囲の拡大について、事務局から報告がなされた。

【質疑応答・意見等の概要】

委員： 県内市町村の入札契約制度は、県のそれに準じている場合が多い。

今回の見直しにより、100万円以上から対象になるということは、着工後短期間で完成する工事まで対象になるということである。そのような小規模な工事にまで対象範囲を拡大するメリットは何か。

事務局： 確かに工期が短い工事も対象となってくるが、利用する・しないは企業判断であり、まずは資金調達の選択肢を増やすという狙いがある。

県では、国に準じて中間前払金の制度を構築しているが、国の場合は工事の規模が大きい。また、都道府県の状況をみると、工期150日の要件の撤廃が進んでいる。

こうした状況を踏まえ、より使いやすい制度に改めたわけであるが、資金の円滑化という県からのメッセージと受け止めていただき、有効に活用してもらいたいと考えている。

委員： 県と異なり、市町村では前払金制度の導入がなかなか進んでいない。

事務局： 全国的にみても、市町村の入札契約制度はそれぞれの都道府県に準じている場合が多いわけであるが、中間前払金の制度に関しては、秋田県がその対象範囲を狭い状態に止めていたために県内市町村への普及が進まなかったという側面もある。

職員数や工事の発注件数等、市町村毎に事情は異なるため、それぞれ適切に判断していただくということになるが、県が対象範囲を拡大したことを受けて、市町村でも検討が進められることを期待している。

県の入札契約制度の見直しに際しては、そのメッセージ性を大切にしていきたい。